

(公印省略)
令和5年9月22日

川西市議会議長
西山博大様

厚生文教常任委員長
平岡 讓

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について （審査日：令和5年9月8日）

1. 議案第45号 丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議について

議案の概要

本案は、令和6年3月31日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 配付資料によると、丹波少年自然の家事務組合が解散した後は、丹波市がその事務を承継することであるが、解散後も県内の子どもたちのために活用していく方向性を踏まえ、事故発生時の責任や施設の経営責任の所在について伺いたい。

答 今後の施設の運営については、丹波市の責任と費用のもとで実施することで合意に達しており、丹波市も含めて構成団体の間で共通の認識を持っている。

問 組合の解散に伴い拋出することとなる負担金について、金額の精査を行った後、12月議会において、補正予算を計上予定とのことであるが、その詳細を伺いたい。また、今後、物価高騰や施設の経年劣化等に伴い、新たに費用が発生した場合において、負担金を追加で拋出する可能性はないか伺いたい。

答 財産処分に伴う関係市町負担金について、施設改修費約3億1000万円から、令和5年度末時点の残余現金を差し引いた額を、関係市町が人口に応じた負担割合で負担することとなっていることから、現在未確定である当該残余現金が見込める時点において、その金額を精査することとなる。また、組合解散に伴い発生する退職手当に係る負担額についても、退職時期及び退職金が未確定であることから、今後、確定次第、改めて精査することとなる。

なお、物価高騰等に係るリスクについては丹波市が負担することとなっていることから、その影響額について、現在のところ本市が追加で負担する必要はないものと認識している。

問 丹波少年自然の家の施設については、本市の小学校が自然学校等で利用してきた経緯があると認識しているが、組合の解散による影響について伺いたい。

答 自然学校について、令和4年度は丹波少年自然の家で実施しているが、解散に伴い、令和5年度より他の施設等で実施している。これにより保護者負担は増額となっているものの、上限を定めて、それを超過しないようにしているところである。

特記事項 配付資料あり（丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議について）
審査結果 原案可決（全員賛成）

2．議案第46号 丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案の概要 本案は、令和6年3月31日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。
質疑の概要 なし
特記事項 配付資料あり（丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について）
審査結果 原案可決（全員賛成）

3．議案第47号 丹波少年自然の家事務組合同約の変更に関する協議について

議案の概要 本案は、丹波少年自然の家事務組合同約を変更する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。
質疑の概要 問 附則において、変更後の規約は兵庫県知事の許可のあった日から施行するとあるが、今後の詳細なスケジュールを伺いたい。また、市としての市民への周知方策について伺いたい。 答 本案の議決後、年内をめどに関係市町間での協議を完了する見通しであり、その後、年度末までに兵庫県知事に解散の届け出を行うことで組合は解散となることから、令和6年度から丹波市がその事務を承継するスケジュールを想定している。 また、市民への周知については、長年にわたり市民が利用してきた経緯を踏まえ、教育委員会を含めた、関係機関と調整の上で検討していきたいと考えている。
特記事項 配付資料あり（丹波少年自然の家事務組合同約の変更に関する協議について）
審査結果 原案可決（全員賛成）

4 . 議案第 5 1 号 令和 5 年度川西市一般会計補正予算（第 4 回）

議案の概要

第 1 表 歳出第 3 款民生費。第 1 0 款教育費。

質疑の概要

(1) 第 1 表 歳出

第 3 款 民生費

問 物価高騰等の影響を受けている保育施設等に対して、光熱費等の価格上昇分の一部を支援することで、事業者の継続的、安定的なサービスを図るため、負担金、補助及び交付金として、認可外保育施設等支援事業で 2 1 7 万 8 0 0 0 円、幼児教育・保育施設運営支援事業で 9 1 6 万 2 0 0 0 円、留守家庭児童育成クラブ事業で 9 5 万 4 0 0 0 円がそれぞれ計上されている点について、当該一時支援金の対象となる経費を伺いたい。

答 今回の一時支援金については、兵庫県の補助制度により交付しようとするものであり、対象経費については、要綱により「光熱費等の高騰対策支援に要する経費」と定められている。なお、具体的には、食材料費やバスなどの燃料費、光熱費、消耗品などに幅広く活用できるものと想定している。

問 上記一時支援金の算定方法について伺いたい。また、認可外保育施設等における対象施設数を伺いたい。

答 県において社会福祉施設を抽出して物価高騰の影響額を調査し、今回の支援に当たっては 1 人当たり 3 6 0 0 円程度と積算し、定員規模により 1 施設当たりの基準額を定めていることを確認している。なお、基準日については、令和 5 年 4 月 1 日時点の定員規模に応じて算出することとなっている。

また、対象施設については、認可外保育施設では、県に届け出をしている 1 9 カ所をはじめ、民間認可保育施設では、民間保育所 1 0 園、民間認定こども園 8 園、民間小規模保育事業所 7 園を対象とし、民間留守家庭児童育成クラブでは市内 7 クラブが対象となっている。

第 1 0 款 教育費

問 小学校及び中学校において、校門のオートロックシステム導入に関連する費用として、小学校運営事業で 1 9 2 9 万 4 0 0 0 円を、中学校運営事業で 1 4 1 4 万 4 0 0 0 円を追加しようしている点に関して、対象となっている学校を伺いたい。

答 今回追加で整備が必要となる学校は、小学校が川西小学校、川西北小学校、明峰小学校、多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、東谷小学校、牧の台小学校の 8

<p>校であり、中学校が川西中学校、多田中学校の2校である。</p> <p>問 今回の補正で整備する校門のオートロックシステムについて、各校における改修スケジュールを伺いたい。</p> <p>答 現在、市内各校において、校門へのオートロックシステム導入を進めているところであり、今回の改修についても、機器の納品次第、現場の状況に応じて、可能なところから順次実施していく予定である。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

5．議案第52号 令和5年度川西市介護保険事業特別会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>本案は、国・県交付金等の返還に対応するため、歳入歳出予算にそれぞれ6797万7000円追加し、予算額を152億3793万9000円とするもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>